

4. 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

1. 目的及び沿革

国際協力機構は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）（以下「JICA法」という。）の定めるところにより、平成15年10月1日に設立された。平成18年5月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及びこれに基づく「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成18年法律第100号）の定めるところにより、平成20年10月1日付で新たに旧国際協力銀行の円借款など海外経済協力業務及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き実施するものを除く）を継承した。

国際協力機構は、開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とするものである。

2. 組織

国際協力機構の役員は理事長、副理事長、理事8名以内、監事3名（法律定員）。職員は1,942名である（令和3年1月現在）。

本部は、24部4室2局1研究所からなる。その他、国内拠点は14ヶ所、在外事務所はアジア（21）、大洋州（2）、北米・中南米（16）、中東（8）、アフリカ（20）、欧州（3）の70ヶ所、支所はアジア（2）、大洋州（7）、中南米（8）、中東（1）、アフリカ（8）の26ヶ所である。（令和2年7月現在）

3. 規模

令和元年度末現在の資本金は8兆1,507億円となっている。
また、借入金は2兆692億円、債券発行残高は7,911億円である。

なお、令和元年度末の出融資残高は13兆129億円である。

4. 業務内容

I. 有償資金協力業務

1 円借款（JICA法第13条第1項第2号イ）

開発途上地域の政府、政府機関若しくは地方公共団体又は国際機関その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業（これらの事業の準備のための調査又は試験の実施を含む。以下「開発事業」という。）の実施に必要な資金又は当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。

2 海外投融资（同上第2号ロ）

我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。

3 調査及び研究（同上第8号）

有償資金協力業務を含む各業務に関連して必要な調査及び研究を行うこと。

4 附帯業務（同上第9号）

有償資金協力業務を含む各業務に附帯する業務を行うこと。

II. 業務に関する原則（JICA法第14条）

有償資金協力業務は、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならない。また、開発事業等に係る事業計画又は経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合に限り業務を行うことができる。

5. 区分経理（JICA法第17条）

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、予算規模や資本金、資産規模が極めて大きい中で、資産においては複数年度にわたる貸付け等を実施し、負債においては財政投融资や財投機関債等、円滑な資金調達確保が重要であり、

従って財務の健全性の確認が必要となるという点で、技術協力、無償資金協力と性質が異なる。このため、有償資金協力業務以外の業務と有償資金協力業務とに経理を区分し、各々、一般勘定、有償資金協力勘定を設けて整理しなければならない、と法定されている。

6. 最近の業務概況

令和元年度の独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の出融資承諾額は、円借款 1 兆4,594億円、海外投融資637億

円、総額 1 兆5,231億円となった。また、投融資実績（実行額）は、円借款 1 兆861億円、海外投融資214億円、総額 1 兆1,075億円となっている。

7. 資金調達の現況

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の出融資業務に充てられる財源は、令和元年度実績で、政府からの出資金 673億円、財政投融資2,319億円、自己資金等8,083億円となっている。